

氷見市新規漁業就業者家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規漁業就業者の確保を図るため、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市新規漁業就業者家賃補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費及び駐車場料金等を除く。）

(2) 転入日 氷見市に住民登録を行った日

(補助金の交付)

第3条 市長は、新たに市内の漁業経営体等に就業する転入者で、市内において自らの居住に供するために賃貸住宅を賃借して家賃を支払う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内の漁業経営体等において新たに漁業に従事し、かつ市内に居住する期間が継続して6月以上の者

(2) 民間賃貸住宅（空き家を含む。）を賃借して家賃を支払う者

(3) 同一の世帯を構成する世帯員が市税を滞納していない者

(4) 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約に係る家賃を滞納していない者

(5) 補助金の対象となる経費に対して、国、地方公共団体その他公的機関等か

ら補助等を受けていない者

(6) 入居する賃貸住宅は居住を目的としたものであり、かつ、転貸し又は当該賃貸住宅の使用権を他者へ譲渡していない者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)でない者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者

(補助金の金額及び交付対象期間)

第5条 1月当たりの補助金の金額は、家賃から給与支払者による住宅に関する手当の額を減じて得た額の2分の1(1円未満に端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、3万円を限度とし、次の各号に掲げる月は補助の対象としない。

(1) 家賃が日割りの月

(2) 家賃の支払いがない月

2 補助金の交付対象期間は、交付対象者に該当した月の翌月(交付対象者に該当した日が初日である場合はその月)から起算して6月とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、前条の規定により算出した1月当たりの補助金の6月の合計額(千円未満に端数があるときは、これを切り捨てた額)を申請及び実績額として、前条第2項に規定する交付対象期間の最終月の翌月から3月の期間内又は交付対象年度の3月31日(その日が氷見市の休日を定める条例(平成元年氷見市条例第3号)第1条に規定する市の休日の当たるときは、市の休日の前日)のいずれか早い期日までに、補助金交付申請及び実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 雇用証明書
- (2) 当該賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書
- (4) 氷見市新規漁業就業者家賃補助金申請に関する誓約書
- (5) 家賃の支払いを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、
適当と認めたときは補助金の交付の決定及びその額の確定を行い、補助金交付
決定兼額確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条に規定する通知の後、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段
により補助金の交付を受けたと認められるときは、その決定を取り消し、既に
交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市
長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月30日から施行する。